

山形県広域防災拠点整備方針検討業務 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、「山形県広域防災拠点整備方針検討業務」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務名

山形県広域防災拠点整備方針検討業務

(2) 業務の内容

別添1の「山形県広域防災拠点整備方針検討業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年12月28日（月）まで

(4) 提案上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務委託料の支払は、年度毎に分割して行うものとし、令和8年度は18,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、令和9年度は12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。なお、応募する者が共同企業体である場合は、全ての要件について、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という）全員が満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者は、滞納がないものと看做す。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。（加入する義務のない者を除く。）
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

ア 役員等（企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。

⑧ 共同企業体が応募する場合は、当該共同企業体のすべての構成員が①から⑦までの要件をすべて満たすほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。

イ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で応募していないこと。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。

④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤ 見積金額が「2(4) 提案上限額」を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

本企画提案に参加する者は、下記の書類を提出すること。

① 参加申込書（様式1）：1部

② 事業者概要書（様式2）：1部

③ 共同企業体構成表（様式2-2）：1部 ※共同企業体が応募する場合に提出

④ 企画提案書（様式3）：6部

⑤ 経費見積書（様式4）：6部

⑥ 暴力団排除に関する誓約書（「令和8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領」別記様式第7号）：1部

<添付書類>

（様式2 関係）

※1 「地方自治体における類似業務の契約実績」の記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等）の写し：各1部（これまで実施した代表的な事業がわかる資料を提出すること。）

※2 会社概要等がわかるパンフレット等：6部

※3 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書：各1部

※4 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）：次のア及びイ各1部

ただし、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア 山形県税

山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において、発行の日から3箇月以内のもの。） 注：山形県内の事業所の有無を問わず証明書の提出が必要

イ 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）

※5 社会保険・労働保険加入状況一覧表（「令和8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領」別記様式第8号）及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し：各1部

※6 ※3～※5の書類については、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

※7 ※3～※5に定める各種証明書等は、複写したもので差し支えない。

※8 共同企業体が応募する場合は、各構成団体について※1～※5を提出すること。

(2) 提出期限

提出書類	提出期限
① 参加申込書（様式1） ② 事業者概要書（様式2） ③ 共同企業体構成表（様式2-2） ④ 暴力団排除に関する誓約書（「令和8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領」別記様式第7号）	令和8年8月17日（月）午後5時
⑤ 企画提案書（様式3） ⑥ 経費見積書（様式4）	令和8年8月28日（金）午後5時

(3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

① 持参する場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

② 郵送の場合、簡易書留郵便等の確実な方法に限るものとし、提出期限必着とする。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、「仕様書」に定める「4 業務内容」に基づく企画の内容のほか、様式3の別紙「記載事項」を網羅して記載すること。

(6) その他

① 提案は、1事業者につき1提案とする。

- ② 企画提案書は様式 3 に添付するものとし、A 4 縦置き・片面印刷（多色仕上げ可）とし、ダブルクリップ留めとする。各ページ下部に通し番号を印字し、目次をつけて一つにまとめ、正本 1 部、副本 5 部の計 6 部を提出すること。なお、正本を複写したものを副本とすることができるものとする。
- ③ 説明上やむを得ない場合、企画提案書に A 3 判を含めることも可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A 4 判の大きさにすること。
- ④ 業務の実施体制については、業務を遂行する上で業務提携等を想定している事業者等がある場合は、その事業者等の名称、所在地、業務提携等の内容、業務提携等の目的及び理由等についても記載すること。
- ⑤ 企画提案書の提出書類に虚偽の記載をし、企画提案が無効とされた場合、その者に対して指名停止措置を行うことがある。

5 質問及び回答

- (1) 企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式 5）により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形県広域防災拠点整備方針検討業務に係る問合せ」として「10 担当部局」あてに送信すること。
- (3) 質問書の受付期間は、令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 5 時までとする。
- (4) 質問への回答は随時、山形県ホームページにて行うものとし、電話・口頭による回答は行わない。ただし、事業者の独自企画に関わることについては、当該質問をした参加申込書提出事業者のみに電子メールにて回答する。

6 審査

(1) 審査方法

応募資格を確認のうえ、次の方法により審査を行う。

- ① 山形県が設置する「山形県広域防災拠点整備方針検討業務企画提案審査会」（以下、「審査会」という）において、企画提案内容を総合的に審査し、最も優れた提案者（以下、「最優秀提案者」という。）及び次に優れた提案者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提案された提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。

- ② 審査にあたり、提案者に対して質問 や追加資料を求める場合がある。

(2) 配点及び採点基準

評価は、別添 2 「山形県広域防災拠点整備方針検討業務提案評価項目及び審査基準」に記載の審査項目により行うため、それぞれの項目の配点及び審査の視点について確認すること。

(3) 審査の形式等

- ① 前号の審査にあたって、令和 8 年 9 月上旬（予定）に、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- ② 開催時間等の詳細は別途提案者に通知する。なお、プレゼンテーションは、実際に本業務に従事する予定の者が主として行うこととする。
- ③ 提案者が多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、一次審査として書類選考を行い、一次審査における上位者によるプレゼンテーションを実施する。

(4) 提案者が 1 者のみの場合の取扱い

提案者が1者のみであっても、前号のプレゼンテーション審査を実施し、各委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(5) 審査結果

審査結果は、全ての応募者に対して通知する。

(6) 提案者がいない場合の取扱い

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。

7 委託契約の締結

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者を業務委託契約の候補者とし、最優秀提案者の提案に基づき県と協議の上、契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が「3 (1) 応募資格」を満たさないもの又は「3 (2) 失格事由」に該当することが後日判明した場合は、その者とは契約の締結を行わず、審査会における次点者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は、当該契約書によるものとする。
- (4) 契約締結により県と合意に達した受託者は、契約締結の日までに契約保証金（契約金額の100分の10に相当する金額以上の額）を納めるものとする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
- (5) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議の上、県の承認を得た上で変更することができるものとする。

8 企画審査会～契約締結までのスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催 9月上旬
- (2) 審査結果の通知 9月上旬
- (3) 契約締結 9月中旬

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に関し必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案は1事業者又は1共同企業体につき、1提案とする。また、共同企業体として応募する場合は、構成員全てについて委託業務の実施体制に関する計画書を提出すること。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じ複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (5) 企画提案者は、企画提案に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに企画提案辞退届（様式6）を「10 担当部局」に提出すること。
- (7) 募集及び契約については、山形県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (8) 本事業に係る令和9年度予算が成立しない場合は、令和9年度分における契約の変更又は解

除に向けた手続きを行うことがある。

- (9) 本書に定める事項のほか、本募集の実施等について必要な事項が生じた場合には、企画提案者に通知する。

10 担当部局

山形県防災くらし安心部防災危機管理課 防災担当

所在地：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁3階）

電話番号：023-630-2654

メール：ykikikanri#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。